

## 【7】留意事項

1. 申請時の住民票に記載されている居住人数にて補助台数が決定されます。申込み時から変更となった場合、補助台数が減らされる場合があります。
2. 補助を受けた空調機器は、譲渡、交換、貸付、担保等目的外に使用することは出来ません。
3. 設置後の空調機器の維持管理、修理等は、申請者又は居住者において行ってください。  
※ 修理の依頼は、施工業者、最寄りの電気店、メーカーサービスセンターに直接依頼してください。
4. 通知された能力より大きな能力のものを設置されても、補助金は増額されません。また、小さな能力のものを設置されても補助金は減額となります。
5. 補助を受けて設置した空調機器は、当該住宅の附属物となりますので、賃貸住宅の場合、借家人が転出されるときには、持ち出しや売却・撤去せずにそのまま家屋所有者に引き渡してください。なお、故障等により撤去する場合は、必ず事前にご連絡ください。ご連絡なく撤去される場合は、補助対象外となる事があります。
6. 機構は購入設置の前後を問わず、申請者と業者間のトラブルについては一切関知いたしませんので、申請者自らの責任で解決に当たってください。

## 【8】市・町の受付窓口

市・町の受付窓口	電 話	市・町の受付窓口	電 話
福岡市役所 空港対策部 地域調整担当	711 - 4660	太宰府市役所 生活環境課	921 - 2121
大野城市役所 環境・最終処分場対策課	580 - 1887	粕屋町役場 道路環境整備課	938 - 2311
春日市役所 環 境 課	584 - 1111	志免町役場 生活安全課	935 - 1001

福岡市では、上記の他に東区役所市民相談室・博多区役所市民相談室でも資料を配付しています。

## 【9】受付期限

**申 込 受 付 期 限**                    **平成 29 年 12 月 20 日(水)**  
**補助金申請書受付期限**           **平成 30 年 2 月 2 日(金)**

**【お問い合わせ先】**  
**(独) 空港周辺整備機構 地域振興課**

〒 812-0013 福岡市博多区博多駅東 2-17- 5 (ARKビル9階)  
 TEL 092-472-4594 FAX 092-472-4597  
 E-mail : minbo@oeia-fuk.ne.jp

(平成29年4月作成)

## 民家防音工事を実施された皆様へ

### 空気調和機器更新工事費用補助のお知らせ

住宅騒音防止工事（民家防音工事や更新工事）で設置されたエアコン等の空調機器が、長期の使用（10年以上）により所要の機能が失われている場合に、その空調機器を新しい空調機器に取り替える購入設置費用の一部を補助します。

なお、本補助事業は当該年度予算の範囲内で行いますので、申請件数によっては年度予算が不足する場合があります、年度受付期間中であっても受付を締め切ることがあります。

### 【1】住宅騒音防止工事補助制度の種類（費用補助の手引きP 3【3】参照）

住宅騒音防止工事には、順を追って、

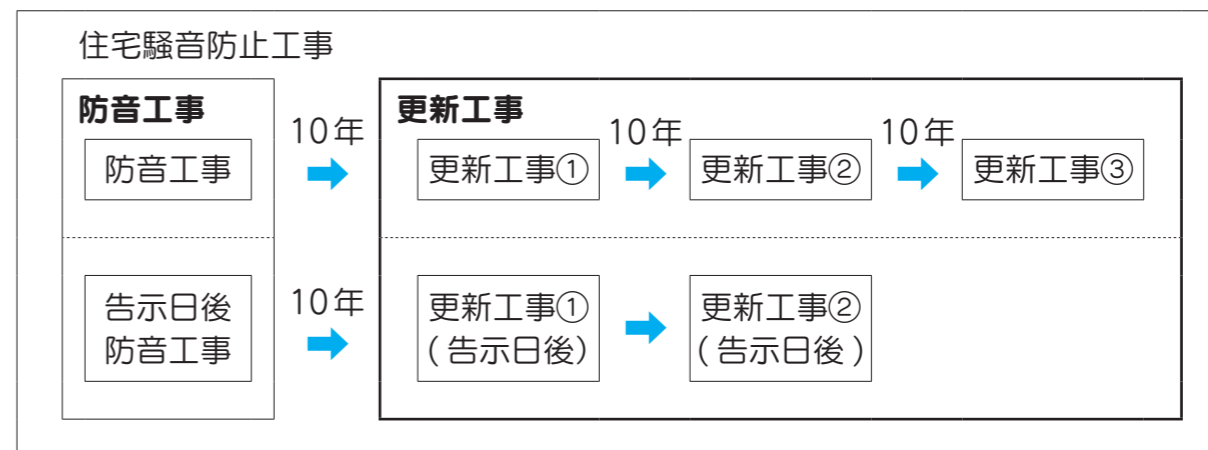
「防音工事」（最初の工事）

「更新工事①」（防音工事で設置した空調機器を新しく取り替える工事）

「更新工事②」（更新工事①で設置した空調機器を新しく取り替える工事）

「更新工事③」（更新工事②で設置した空調機器を新しく取り替える工事）

の補助制度があります。（下の図を参照）



### 【2】補助の条件（費用補助の手引きP 4【4】参照）

住宅騒音防止工事補助を受ける空調機器は、下記の条件を満たしていることが条件となります。

- ① 防音工事や前回の更新工事で設置した空調機器であり、
- ② 空調機器を設置後、機構が実施した完了検査の日から起算して10年以上経過し、
- ③ 当該機器の所要の機能が失われていること。

※防音工事や更新工事で設置された空調機器が故障したため、既にご自分で交換された空調機器や、防音工事の際に、既存のものを代用機として使用していた空調機器が故障している場合も対象になります。（防音工事や更新工事後10年以上経過している場合に限りです。）

### 【3】補助の制限（費用補助の手引きP4【4】参照）

下の表を参考にしてください。

◎更新工事①、更新工事①（告示日後）、更新工事②、更新工事②（告示日後）

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
IAPJ更新台数	1台まで	2台まで	3台まで	4台まで
換気扇台数	2台まで	3台まで	4台まで	5台まで

◎更新工事③

居住人数	1人	2人	3人	4人以上
工事対象室数	2室まで	3室まで	4室まで	5室まで
IAPJ更新台数	更新不可	1台まで	2台まで	3台まで
換気扇台数	2台まで	3台まで	4台まで	5台まで

※防音工事を行った室数・空調機器台数を上限に、居住人数に応じて空調機器を取り替えてできる室数が制限されます。

※防音工事を施工した住宅の建て替えやリフォームを行った場合は、原則として更新工事の補助対象となりませんが、建替、居住状況によっては、補助対象となる場合があります。詳しくは費用補助の手引きを見てください。

エアコン等を購入する前に、所定の申込書により事前に申し込みをしなければ補助を受けることは出来ません。（申し込みをせずに購入された場合、さかのぼって補助を受けることは出来ません。また、防音工事を行っていない部屋に設置された場合は、補助の対象になりませんので機構からの審査結果通知書を確認のうえ設置をお願いします。）

### 【4】補助の対象となる空調機器（費用補助の手引きP5【5】参照）

空調機器の更新は、防音工事で空調機器を設置した部屋での取替工事（標準工事）が基本です。

標準工事の工事内容は、家電量販店等のサービス工事（標準設置工事）と同等です。なお、エアコンは新品に限られます。

#### 1. エアコン

補助対象となるエアコンは、建物の構造・部屋の居住部分の面積により区分されていますので、下表を参考にしてください。

エアコン区分	機器能力		適用空調面積		※1	部屋の広さの目安 木造/RC造
	冷房	暖房	木造	RC造		
HC-1	2.2kW	2.2kW	9.00㎡まで	13.27㎡まで	6.0畳	4.5/8.0畳程度
HC-2	2.5kW	2.5kW	11.68㎡まで	16.26㎡まで	8.0畳	6.0/9.5畳程度
HC-3	2.8kW	3.2kW	14.49㎡まで	19.21㎡まで	10.0畳	8.0/11.5畳程度
HC-4	3.6kW	4.2kW	14.49㎡超	19.21㎡超	12.0畳	10.0/13.5畳程度

※販売店等が表示する畳数とは異なる場合があります。「畳数」では判断しませんのでご注意ください。

#### 2. 換気装置（居室用：強制給排気型換気扇、台所用：レンジフード・プロペラ型換気扇）

換気装置の申し込み及び補助金交付申請は、原則エアコンの申し込みと同時でないと出来ません。（換気装置のみの取り替えは出来ません。ただし、更新工事③であって居住人数一名の場合については可能です。）

### 【5】購入設置費の補助の方法（費用補助の手引きP8【8】参照）

1. 購入設置に必要な費用は申請者が全額を支払い、設置後、必要書類補助金申請書、領収書、写真等を提出された後に補助金が支払われます。

※エアコン等を購入する前に、所定の申込書により申し込みをしなければ補助を受けることは出来ません。

2. 補助金交付申請など必要な書類作成手続きは、申請者自ら行う必要があります。

### 【6】補助額（費用補助の手引きP7【7】参照）

補助の割合は、更新工事の区分ごとに異なります。また、エアコン工事と換気装置工事でも割合が異なります。

標準工事費が基準額以下の場合には一定の割合で補助されますが、基準額を超える金額については、補助の対象とならず申請者の負担となります。

#### 補助の負担割合

○エアコン更新標準工事における補助割合

更新工事の区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事①	基準額の70%	標準工事額の70%
更新工事①（告示日後）	基準額の65%	標準工事額の65%
更新工事②	基準額の65%	標準工事額の65%
更新工事②（告示日後）	基準額の60%	標準工事額の60%
更新工事③	基準額の60%	標準工事額の60%

○換気設備更新標準工事における補助割合

更新工事の区分	基準額を超える場合	基準額以下の場合
更新工事全て	基準額の50%	標準工事額の50%

※基準額は毎年国が別途設定します。（エアコンは冷房能力毎に設定）

※別紙「補助額のご案内」に記載しておりますのでご参照ください。

※エアコン更新工事補助には、標準工事に対する補助と付帯工事に対する加算が有ります。

#### ※住民負担相当額の補助制度

〈生活保護世帯〉

国と地方自治体が基準の範囲内で住民負担相当額を補助します。詳しくは、費用補助の手引きP7【7】（ウ）をご覧ください。

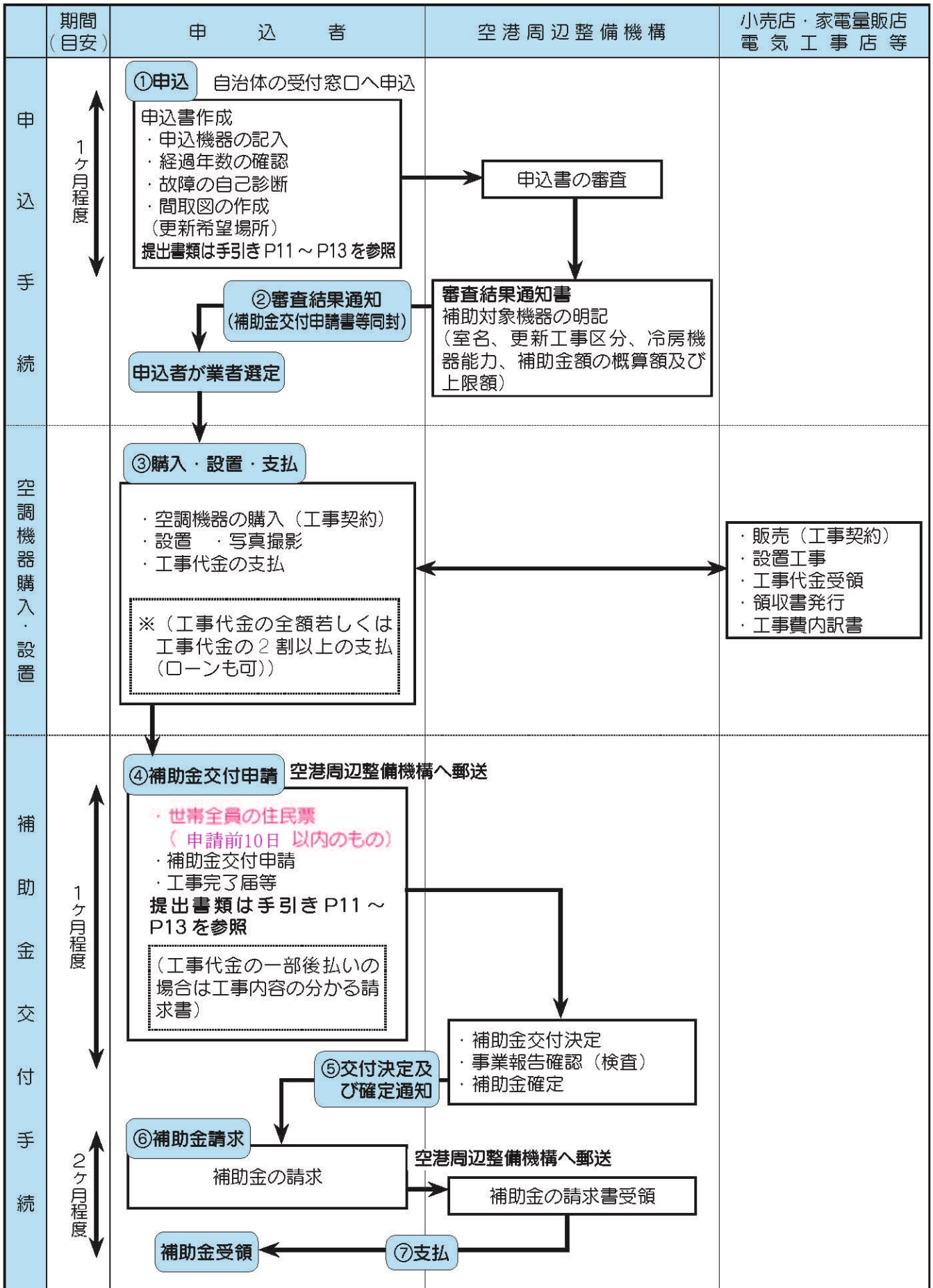
〈支援給付受給世帯〉

国と地方自治体が基準の範囲内で住民負担相当額を補助します。詳しくは、費用補助の手引きP7【7】（ウ）をご覧ください。

〈市県民税額が一定基準額以下の世帯〉

県・市町独自の住民負担相当額の一部を補助する制度があります。詳しくは、費用補助の手引きP7【7】（ウ）をご覧ください。

# 空調機器更新工事費用補助の手続きの流れ



※工事代金の一部を後払する場合、購入時 (契約時) に最低でも2割以上の支払いが必要です。また、交付申請においてその領収書が必要となります。